

令和 2 年 12 月 1 日
企画財政課管財係

一般廃棄物収集運搬業務に関する最低制限価格の設定について

1. 最低制限価格の計算式について

大河原町では令和 2 年 12 月 1 日の告示により、ダンピング防止や過度の価格競争の抑制等の観点から、一般廃棄物収集運搬業務の入札に関し、最低制限価格制度を導入し、下記の①を最低制限価格としました。

- ①最低制限価格は対象業務の予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額
(下回った場合は失格となります)

2. 対象業務について

上記変更は、令和 2 年 12 月 1 日以降の入札公告又は指名通知において、最低制限価格を設けると記載した業務に適用されます。

【連絡先：大河原町企画財政課管財係 0224-53-2112 内線222】